

トリガード液剤

農林水産省登録 第22178号

令和6年6月≣日現在

適用病害虫と使用方法

作物名	適用害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本 剤 の 使用回数	使用 方法	シロマジン を含む農薬の 総使用回数
メロン	トマトハモグリバエ ハモグリバエ類 マメハモグリバエ	1000倍	100~300l/10a	収穫前日まで	3回以内	散布	3回以内
ミニトマト					2回以内		2回以内
な すセルリー				収穫7日前まで	3回以内		3回以内
しゅんぎく チンゲンサイ	ハモグリバエ類				2回以内		2回以内
とうがんかぼちゃ				収穫前日まで	3 回以内		3回以内
食用ぎく				収穫7日前まで	2回以内		2回以内
き く(葉)		1000~2000倍			1 🛮		1 🗇
バジル				収穫14日前まで	2回以内		2回以内
マッシュルーム	クロバネキノコバエ類	1000倍	1.5ℓ/m²	覆土後、ただし 収穫14日前まで	1 🗇	覆土表面 散 布	1 🗇
花 き 類・観葉 植物	マメハモグリバエ		100~300ℓ/10a	- 発生初期	4回以内	散布	5回以内(土 壌灌注は1回
	クロバネキノコバエ類		2l/m²		1 🗇	土壌灌注	以内、散布は 4回以内)

トリガード液剤



令和6年6月〓日現在

▲ 効果・薬害等の注意

- ●カラー及び花はすに使用する場合は、湛水状態で使用しない。また、使用後14日間は入水しない。
- ●本剤は主として幼虫に対して効果を示すので、できるだけ発生初期から散布する。
- ●散布量は、対象作物の生育段階、栽培形態及び散布方法に合わせ、所定量の範囲内で調節する。
- ●調製した薬液は、調製した当日に使い切る。
- ●使用済みの空容器、散布薬液の調製容器、散布器具などは水でよく洗浄し、その洗浄液は当該薬液を処理したほ場内で灌漑水路、排水路、河川、湖沼、井戸などの水系へ流れないよう、始末する。
- ●蚕に対して影響があるので、周辺の桑葉にはかからないようにする。
- ●本剤の使用に当たっては、使用量、使用方法を誤らないように注意し、特に初めて使用する場合には、 病害虫防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。
- ●適用作物群に属する作物又はその新品種に本剤を初めて使用する場合は、使用者の責任において事前に 薬害の有無を十分確認してから使用する。なお、普及指導センター、病害虫防除所等関係機関の指導を 受けることが望ましい。

治 療 法…該当なし 魚毒性等…該当なし

保 管…密栓し、直射日光をさけ、食品と区別して、冷涼・乾燥した所。